

ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための支援措置制度について

支援措置制度とは・・・

DV、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し（除票を含む）や戸籍の附票の写し（除票を含む）の交付請求を利用し被害者の住所を探索することを防止することで、被害者の保護を図るものです。

申出の条件

- 1 前橋市に住民登録をしている方
- 2 以下、①～④のいずれかに該当する方

- ① **ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者**
⇒配偶者（事実婚を含む）から暴力を受けた方や、暴力を受けて離婚した方で、更なる暴力により生命・身体に危害を受けるおそれのある方
- ② **ストーカー行為等被害者**
⇒つきまとい等の行為を受け、身体の安全・平穏・名誉が害された方や、行動の自由が著しく害される不安を持つ方で、更に繰り返すつきまとい行為を受けるおそれのある方
- ③ **児童虐待被害者**
⇒児童虐待を受けた児童である被害者で、再び虐待を受ける恐れのある方
- ④ **これら（上記被害者）に準ずる行為の被害者**

交付制限されるもの

- ① 住民票の写し
- ② 住民票の除票の写し
- ③ 戸籍の附票の写し
- ④ 戸籍の附票の除票の写し
- ⑤ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧
- ⑥ 住民票記載事項証明書
- ⑦ 印鑑登録証明書
- ⑧ 各種税証明

※③④…住所異動の履歴が記載されたものです。本籍地にて交付請求できます。

※市役所関係課により、上記以外の証明書等の交付が制限される場合があります。

※注意事項※

- ・**正当な理由による請求（公的機関・弁護士・債権者等からの請求）については制限できない場合があります。**
- ・**戸籍の謄(抄)本は、住所の記載が無い場合制限の対象外**です。
- ・**新規申出後、支援措置を決定するまでの間は、関係市区町村での制限ができない場合があります。**

各種証明書等を請求される際の注意点

申出者からの各種証明書等の請求であっても、厳格な審査を行い、以下の場合のみ交付可能となります。代理人および郵送による請求は、なりすましを防止するため、原則できなくなります。（委任状を利用したの請求はできません。）

① 交付請求窓口

前橋市役所 本庁のみ

※各支所・市民サービスセンター及び証明交付コーナー等では請求できません。

※マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービス及び広域交付住民票（住基ネット）は利用できません。

② 請求時に持参するもの

「支援措置決定通知書」と「本人確認書類」

※支援措置決定通知書を持参しなかった場合、支援措置申出時に提示した本人確認書類をご提示ください。ご提示いただけない場合は交付できません。

※請求できる方は、申出者及び支援措置申出時に本人確認書類を提示した併せて支援を求める者に限ります。

■ 支援措置の申出をされる前に…

支援措置を受けられるのは、警察署等相談機関の意見をもとに、支援の必要性を確認し、支援が必要と認められた方となります。また、住民登録している住所と実際に住んでいる住所が異なる場合は支援措置を受けられません。

※次のいずれかに該当する場合は、支援措置では保護できない場合がありますので、申出の際にご相談ください。

- ☐ 被害の要因が、金銭トラブルである
- ☐ 加害者と同じ住所である
- ☐ 加害者に現住所（知られたくない住所）を知られている
- ☐ 現住所に住居登録してから長期間経過している
- ☐ 現住所（知られたくない住所）と本籍が同じである
⇒本籍と現住所が同じ地番であると、本籍地から居場所を推測される恐れがあるためです。
- ☐ 警察など他の機関へ相談しない
- ☐ SNS上においての被害を心配している（加害者が不特定であり、SNS上の被害は防げない）

■ 注意事項

- ・支援措置はあくまでも住民票の写し等の証明書等の交付制限をすることで、加害者に対して申出者の現住所が漏洩することを防ぐ制度です。
- ・支援措置は直接身体までも保護するものではありません。必要に応じて、相談機関へご相談ください。
- ・支援措置は、住民票の写し等を加害者に取得されないようにするものであり、すでに加害者に住所が知られている場合は効果がありません。
- ・マイナンバーカードの交付を受けたものの、本人が所有していない場合は、一時停止または廃止の手続きをしてください。（申出者のマイナンバーカードが加害者の手元にあり、暗証番号も分かってしまうと、悪用される恐れがあります。）一時停止は、マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）：0120-95-0178へ連絡してください。
- ・令和3年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として利用できますが、支援措置対象者は現住所が漏洩することを防ぐため、健康保険証として利用できない場合があります。マイナンバーカードを再発行しても同様です。詳しくは、保険証の発行機関にご確認ください。
- ・申出時は、陳述書に被害内容をご記入いただきますので、ご承知おきください。

■ 申出窓口

前橋市役所 市民課住民係（1階5番窓口）	
受付時間	平日 8時30分～16時
お問い合わせ先	027-898-6106（直通）

※申出には、お時間をいただきますので、時間に余裕をもってお出かけください。

なお、各支所・市民サービスセンター及び証明交付コーナー等では受付できません。

■ 手続きに必要なもの

① 申出者の本人確認書類（下記表を参照）

② 併せて支援を求める者の本人確認書類

※住民票等を取得する可能性のある方（15歳以上）のみ

③ 保護命令、接近禁止命令等が出ている場合は、それを証明する書類

申 出 者	本 人 確 認 書 類	
被害者本人	A	官公署が発行している本人の顔写真付きの身分証明書 （マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
	B	（A が無い場合）公的機関が発行している、本人の氏名と生年月日、あるいは本人の氏名と住所が記載されているもの（健康保険証等） 2 点
法定代理人	① 被害者本人及び法定代理人の本人確認書類 ② 戸籍謄本、その他法定代理人の資格を証明する書類 ③ その他（各ケースにより書類が異なりますので、市民課住民係までお問合せください。）	
任意代理人	① 被害者本人及び任意代理人の本人確認書類 ② 委任状等任意代理人であることを証明する書類 ③ 特別な事情を証する書類 ④ その他（各ケースにより書類が異なりますので、市民課住民係までお問合せください。）	

■ 支援措置申出の流れ

